

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 12 月 25 日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 山川 とも子

上越市監査委員 飯塚 義隆

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 教育総務課、学校教育課、
吉川区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 7 年 11 月 4 日～12 月 17 日
教育総務課、学校教育課、
吉川区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
学校教育課	○スクールバス等運行事業 スクールバス等運行事業においては、前回監査の注意事項の多くで改善が確認できず、不適切な事務処理が漫然と繰り返されている。このことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながることが懸念されるものである。監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、組織全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直し、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。

(2) 注意事項 20件

- | | |
|--------------|-----|
| ① 収入事務に関すること | 1件 |
| ② 契約事務に関すること | 12件 |
| ③ 検収事務に関すること | 4件 |
| ④ 事務執行に関すること | 2件 |
| ⑤ 備品管理に関すること | 1件 |

(3) 要望事項 2件

- ・令和6年4月から指示書対応の対象が見直されたことから、対象案件の精査及び適切な事務執行について
- ・GIGAスクール構想端末が故障した場合の故障機器を復旧し、再度使用可能とする修理における、単価契約の締結等について